

事務連絡  
令和5年7月27日

一般社団法人全国霊柩自動車協会  
各都道府県協会会長・事務局担当者 殿  
災害時対策委員会 委員 殿

一般社団法人全国霊柩自動車協会  
事務局

### 緊急通行車両等に係る確認手続きの一部変更について

平素は当協会の事業運営に種々ご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第180号。以下「改正政令」という。）が令和5年5月17日に公布され、令和5年9月1日から施行されることとなりました。

本改正は、別添1の2ページ「第一 政令改正の経緯及び趣旨」に記載のとおり、指定行政機関等の車両については、事前に緊急通行車両等に係る確認を行うことができるようにする必要があることから、同様の制度を規定する他の政令を含め、今般の政令改正を行うに至ったものです。

#### 【主な改正点】

緊急通行車両等に係る確認手続きが以下のように変更されます。

- (旧) 事前届出 ⇒ 事前届出済証の発行 ⇒ 災害発生 ⇒ 車両の優先確認 ⇒ 証明書の発行及び標章の交付 ⇒ 緊急通行  
(新) 事前確認 ⇒ 証明書の発行及び標章の交付 ⇒ 災害発生 ⇒ 緊急通行

なお、既に交付を受けている「緊急通行等事前届出済証」については、改正政令の施行後においても引き続き有効として取り扱われることから、改正政令の施行後直ちに標章等の交付を受けなければならない訳ではありません。

ただし、既に「緊急通行等事前届出済証」の交付を受けている方については、可能な限り事前に緊急通行車両等に係る確認の申出を行い、標章及び証明書の交付を受けておく必要があります。

※ 詳しくは、協会ホームページ「お知らせ」欄 2023-07-27 をご覧いただくとともに、最寄りの警察署にご相談をお願いいたします。